

「ミャンマーにおける土地管理等の調査研究」の御紹介

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）は、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げ、早急に司法制度の整備を進めています。

ミャンマーの法制度の基本は、ミャンマーが植民地であった時代の英国法ですが、当時、ミャンマーは、英領インドの一部であったことからインド法の影響も受けています。現在でも、1841年から1954年にかけて主としてイギリス統治下で制定された法令を収めたビルマ法典の相当部分が主要な法源として通用していますが、それ以前の王国時代から受け継がれてきたミャンマー固有の慣習法も存在しています。社会主義政権時代には、様々な行政命令等が発出されましたが、これらは現在ではあまり適用されていないとされており、軍事政権時代にも行政命令等が発出されましたが、その情報は公開されていないので、現時点で有効な命令等の内容を正確に知ることは困難です。

ミャンマーの土地法制に関しては、英国植民地及び軍政統治の時代を経て、土地に関する法規範が多数存在する上、それらの法令どおりに運用されていないことや、土地に関する所管庁が多数あり、管理形態が多様であること、情報が公開されていないこと等の事情により、複雑かつ理解困難な状況にあります。

土地の登録については、ビルマ法典の一部である財産移転法及び登録法に規定があるものの、その運用の実態は明らかではありません。一方、行政的な観点における土地の登録は、基本的に、地方においては農業灌漑畜産省が、ヤンゴン等の都市においてはヤンゴン市開発委員会（YCDC）等の各市開発委員会がそれぞれ所管しているものの、土地の管理は、他に内務省、建設省等の機関が、それぞれの所管する範囲において実施し、それぞれ登録帳簿を作成している状況にあります。

これらが、どのような関係にあるのか、どのような手続、効果等の違いがあるのか、どこに確認すれば情報を把握できるのかなどについても明らかではありません。現在のミャンマーにおいては、土地は、まず行政的な管理の対象として登録が進められており、実体的な権利関係の仕組みの整備よりも管理関係の仕組みの整備が優先されているように思われます。

そこで、今回、当部では、ミャンマーにある森・濱田松本法律事務所ヤンゴンオフィスの弁護士である眞鍋佳奈氏及び武川丈士氏に対し、ミャンマーにおける土地管理等について、調査を委託することとしました。

両氏には、本調査委託の趣旨を御理解いただき、精力的に現地で関係者から聴取するなどして、具体的な土地管理等の実情を調査していただき、その結果をまとめていただきました。

ミャンマーにおける土地管理等の実情は、全くといってよいほど分かっていなかったため、これほど、具体的に、まとめられた資料はないと思います。

本調査研究に御協力いただいた皆様に、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

なお、本調査報告書は、2018年3月時点までの調査を前提としておりますので、読者の皆様におかれましては、その点に御留意の上、御活用していただければ幸いです。